

STOP！ 労働災害

安全衛生教育推進キャンペーン を展開中！

事業主のみなさん！

労働安全衛生法では、雇入れ時教育などの実施が
義務付けられています。



➤ 教育に際しては、適切な新型コロナウイルス感染予防対策を講じましょう！

正しい知識で職場を安全に！！

経験年数の少ない未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険に対する感受性もまだ低いため、熟練労働者よりも労働災害の発生率が高い状況にあります。そのため、雇入れ時教育などの安全衛生教育の実施が大変重要となります。



厚生労働省 奈良労働局 ・ 労働基準監督署

安全衛生教育推進キャンペーンとは

奈良労働局管内で発生する小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害は、これらの3業種だけで全産業の約30%を占めており、奈良県内で発生する労働災害を減少させるためには、これら3業種の労働災害を減少させることが急務となっています。これら3業種の労働災害の特徴としては、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」などの行動災害が多くを占めています。基本的な対策として事業場が労働者に対し雇入れ時や配置転換時あるいは管理職への登用時等の節目の時期に安全衛生教育の実施を徹底し、これを繰り返し行っていくことが大変重要です。

「安全衛生教育推進キャンペーン」は、「職場の安全と健康は、教育の積み重ね！」をスローガンに、これらの3業種を重点対象業種とし、労働者の安全と健康を守るために重要となる安全衛生教育について、その重要性を事業主と労働者に再認識していただき、確実に実施していただくよう、令和4年度の4月から6月に集中して取り組むものです。

【実施事項】

本キャンペーン実施責任者の選任

安全衛生作業マニュアルの作成および整備

年間の安全衛生教育実施計画の作成

安全衛生教育の実施結果の記録・保存

法定教育等の徹底

ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者も含む）に対する雇入れ時教育

イ 配置転換により作業内容に変更のあった者に対する作業内容変更時教育

ウ 職場リーダーや管理職に新たに就任するものに対する責任者教育

エ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育

オ その他、職場の安全衛生水準の向上のために有効な教育

マンガでわかる働く人の安全と健康 ～ 教育用教材のご案内 ～

厚生労働省では、働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方へ向けた視聴覚教材（漫画教材）を作成しています。

外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、14言語（一部11言語）に対応した教材をご用意していますので、事業場における安全衛生教育に、ぜひご活用ください。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html